

公益社団法人企業情報化協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）の会員入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

- (1) この法人の目的に賛同するものであること。
- (2) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 入会者は、入会后すみやかに会費規程第2条に定める入会金ならびに会費規定第3条に定める年会費を支払わなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の規定により、会費督促後1年を経過しても未納会費があるときその他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第5条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に準拠する。